

訪問介護事業所管理者様
通所介護事業所管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

総合事業における月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（お詫びと訂正）

日頃から本市の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、総合事業における月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について、本市からの説明に誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

これまで、総合事業における訪問介護相当サービス、訪問型サービス A、通所介護相当サービス、通所型サービス A に関して、月額報酬で請求する際に日割り請求が発生する事由については、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と同様の取扱いである旨、本市から説明させていただいておりました。しかしながら、厚生労働省より「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」（平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省事務連絡 I-資料 9）にて予防給付での取り扱いに加えて下記の事由についても日割り請求となるとの通知が発出されておりました。

つきましては、今後の請求について、下記のとおり取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

現在、各地域包括支援センターにご協力いただき、該当する方の把握に努めているところでございますが、既に請求されたもので下記に該当する場合については利用者負担額に影響があるため、誠に申し訳ございませんが、過誤調整をしていただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点については下記お問合せ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

このたびは皆様にご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

記

【予防給付（予防訪問・予防通所）での日割り事由から追加された主な事由】

1. 利用者との契約開始（起算日：契約日）
2. 利用者との契約解除（起算日：契約解除日）

上記 1、2 のほか追加された事由としては、区分変更に「事業対象者→要支援」が追加されているほか、「月途中で予防給付（訪問・通所）の契約を解除し総合事業（訪問・通所）を開始した場合」等が追加となっております。詳細は別紙「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（4 ページのみ抜粋）」をご確認ください。該当する主な事例としては現行相当サービスを月途中から契約した場合等が考えられますが、基準緩和サービスについても利用開始月が月額報酬による請求であった場合に該当する可能性があります。

※予防給付（訪問・通所）の日割り事由は従前のとおりです。

<お問い合わせ>

豊中市 健康福祉部

高齢施策課 企画調整係 担当：町田・須崎

TEL：06-6858-2812 FAX：06-6858-3146

Mail：koureisesaku@city.toyonaka.osaka.jp